

## 入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年11月21日

契約担当役

独立行政法人労働者健康福祉機構

理事 細川 和彦

◎調達機関番号 590 ◎所在地番号 14

○営第3号

### 1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 富山労災病院新棟整備工事
- (3) 工事場所 富山県魚津市六郎丸992
- (4) 工事内容 本工事は次に掲げる施設の改築を行うものである。

#### 1) 新棟新営工事

敷地面積 29,762.33m<sup>2</sup>

構造 鉄筋コンクリート造6階建て  
(免震構造)

建築面積 約6,100m<sup>2</sup>(新棟)

延べ面積 約22,800m<sup>2</sup>(新棟)

建物用途 病院

工事種目 新棟新築1棟、付属棟(医療ガス供給棟)新築1棟、電気設備新設一式、暖冷房衛生設備新設一式、工作物新設一式

#### 2) 既存職員宿舎等解体工事

宿舎 鉄筋コンクリート造2階～3階建計6棟、解体面積2,495.78m<sup>2</sup>(6棟合計)、自転車車庫 鉄骨造平屋建1棟、解体面積40.00m<sup>2</sup>

#### 3) 外構整備等工事

車庫解体(鉄骨造平屋建1棟、解体面積109.86m<sup>2</sup>)

2)、受水槽撤去・新設工事、透析槽撤去・新設工事、囲障・門扉新設、屋外排水設備切回し、既存PT棟庇解体

#### 4) 玄関庇・車寄せ庇新設

- (5) 工期 平成28年10月31日まで。

指定部分1 (4)のうち、2)及び3)は平成26年10月31日

指定部分2 (4)のうち、1)は平成28年7月31日

- (6) 使用する主要な資機材 コンクリート約21,000m<sup>2</sup>、

鉄筋約 3,500 t、板ガラス 約 1,400m<sup>2</sup>

- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事において、独立行政法人労働者健康福祉機構会計規程「低入札価格の調査に関する達(平成 25 年 7 月 24 日改正)」に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回った価格をもって契約する場合は、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者を配置すること。

## 2 競争参加資格

### 2-1 異工種建設工事共同企業体

次の条件を満たす異工種建設工事共同企業体(以下「異工種 J V」という。)であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成 25 年 11 月 21 日付け独立行政法人労働者健康福祉機構契約担当役)に示すところにより独立行政法人労働者健康福祉機構契約担当役から富山労災病院新棟整備工事に係る異工種 J Vとしての競争参加資格者の資格(以下「異工種 J Vとしての資格」という。)の認定を受けている者であること。

- (1) 工事種別が建築一式工事、電気工事又は管工事とする異なる工事(以下「工種」という。)を担当する構成員からなる異工種 J Vであること。
- (2) 各工種間は協定書に基づく分担であること。  
なお、異工種 J Vの構成員のうち一者が複数の種別の工事を実施すること。また、複数の構成員で工事を分担することは差し支えない。
- (3) 構成員の数は、各工種ごとに 2 以内であること。
- (4) 全ての構成員について、予算決算及び会計令第 70 条及び 71 条の規定に該当しない者であること。
- (5) 全ての構成員について、厚生労働省から平成 25・26 年度有資格者名簿[建設工事]のうち東海・北陸ブロックにおけるそれぞれの工事種別に係る一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること)。

(6) 全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る平成25・26年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載されたそれぞれの担当する工事種別の総合評点が次の点数以上であること((5)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際の総合評点が次の点数以上であること。)

- ① 建築一式工事 1,200点
- ② 電気工事 1,100点
- ③ 管工事 1,100点

(7) 全ての構成員について、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者((5)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(8) 各工種の構成員は、①から③に掲げる要件を満たすこと。

工事实績は、平成10年4月1日以降に完成・引渡し完了したものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種JVの場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

なお、それぞれの工事实績は、同一工事でもよい。

また、一つの工種を分割して工事を分担する場合には、分割した工種の構成員全体で条件を満たすこと。

#### ① 建築工事

工事に携わる構成員は、工事種別が建築一式工事の有資格業者であつて、次のア及びイの条件を満足する工事を元請けとして施工した実績を有すること。ただし、ア及びイは同一工事でもよい。

- ア 建物用途 病院
- 構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- 階数 地上5階建て以上
- 建物規模 延べ面積15,000m<sup>2</sup>以上
- 工事内容 新営工事(躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工していること。)

イ 地上3階建て以上、かつ、延べ面積3,000m<sup>2</sup>以上の建物の免震装置の設置工事(新営工事であるか改修工事であるかは、問わない)

② 電気設備工事

工事に携わる構成員は、工事種別が電気工事の有資格業者であって、次の条件を満足する新設の電気設備工事を施工した実績を有すること。

ア 建物用途 病院

建物規模 延べ面積15,000m<sup>2</sup>以上

工事種目 電灯設備及び火災報知設備(工事種目についてシステム一式を施工した工事の実績であること。ただし、電灯設備と火災報知設備が異なる工事の実績でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件を満たす工事とする。)

③ 暖冷房衛生設備工事

工事に携わる構成員は、工事種別が管工事の有資格業者であって、次の条件を満足する新設の暖冷房衛生設備工事を施工した実績を有すること。

ア 建物用途 病院

建物規模 延べ面積15,000m<sup>2</sup>以上

工事種目 換気設備及び排水設備(工事種目についてシステム一式を施工した工事の実績であること。ただし、換気設備と排水設備が異なる工事の実績でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件を満たす工事とする。)

(9) 異工種JVの代表者は、①に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。経験の対象となる工事实績は、平成10年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了したものとする。

その他の構成員は、各々携わる工事において、①から③に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。経験の対象となる工事实績は、平成10年4月1日以降に完成・引渡しが完了したものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種JVの場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績

として認める。

また、一つの工種を分割して工事を分担する場合には、分割した工種の構成員全体で条件を満たすこと。

監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

① 建築工事

ア 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは1級建築士の免許を有する者又は、国土交通大臣若しくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

イ (8)①アに掲げる工事の経験を有する者であること。

② 電気設備工事

ア 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士(電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を「電気・電子」又は「建設」とする者)に合格した者。)又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

イ (8)②アに掲げる基準を全て満足する新設の電気設備工事で工事種目についてのシステム一式工事の経験を有する者であること。

③ 暖冷房衛生設備工事

ア 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士(機械部門(選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とする者に限る。))、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体力学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。)に合格した者。)、 「技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第36号)」による改正前の技術士(機械部門(選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に

限る。)、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。)に合格した者。)又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

イ (8)③に掲げる基準を全て満足する新設の暖冷房衛生設備工事で工事種目についてシステム一式工事の経験を有すること。

- (10) 本工事に異工種JVとして競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出した場合、その構成員は単体又は他の異工種JVの構成員として申請書及び資料を提出していないこと。
- (11) 全ての構成員について、申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人労働者健康福祉機構理事長から独立行政法人労働者健康福祉機構の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成7年3月1日付け労働福祉発第350号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (12) 全ての構成員について、1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。

## 2-2 単体有資格業者

次の条件を満たすこと。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 厚生労働省から平成25・26年度有資格者名簿[建設工事]のうち東海・北陸ブロックにおける建築一式工事、電気工事及び管工事の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること)。
- (3) 厚生労働省の建設工事に係る平成25・26年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載された総合評点が次の点数以上で

あること((2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際の総合評点が次の点数以上であること。)

① 建築一式工事 1,200点

② 電気工事 1,100点

③ 管工事 1,100点

(4) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(5) ①から③に掲げる要件を満たすこと。

工事实績は、平成10年4月1日以降に元請けとして完成・引渡し完了したものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種JVの場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

なお、それぞれの工事实績は、同一工事でもよい。

① 建築工事

2-1(8)①ア及びイの条件を満足する工事を施工した実績を有すること。ただし、ア及びイは同一工事でもよい。

② 電気設備工事

2-1(8)②アの条件を満足する新設の電気設備工事を施工した実績を有すること。

③ 暖冷房衛生設備工事

2-1(8)③アの条件を満足する新設の暖冷房衛生設備工事を施工した実績を有すること。

(6) 2-1(9)①に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。経験の対象となる工事实績は、平成10年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了したものとする。

監理技術者の外に2-1(9)②及び③に掲げる基準を満たす主任技術者をそれぞれ該当する工事に専任で配置できること。経験の対象となる工事实績は、平成10年4月1日以降に完成・引渡し完了したものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種JVの場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績

として認める。

また、複数の主任技術者で工事を分担する場合には、全体で条件を満たすこと。

監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- (7) 本工事に申請書及び資料を提出した場合、異工種 J V の構成員として申請書及び資料を提出していないこと。
- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人労働者健康福祉機構理事長から独立行政法人労働者健康福祉機構の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成 7 年 3 月 1 日付け労働福祉発第 350 号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部課

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町 580 番地  
ソリッドスクエア東館 17 階 独立行政法人労働者健康福祉機構 経理部 契約課契約班 電話 044-556-9852

#### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

##### ア 交付期間

平成 25 年 11 月 21 日から平成 25 年 12 月 5 日までの午前 10 時から午後 5 時まで(土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条に規定する行政機関の休日((以下「休日」という。))を除く。))

##### イ 交付場所

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町 580 番地  
ソリッドスクエア東館 17 階 独立行政法人労働者健康福祉機構 経理部契約課契約班

##### ウ 交付方法

イにより直接、交付を受ける方法の他、郵送による交付を希望する場合は、イあてに「富山労災病院新棟整備工事入札説明書交付希望」と封筒に朱書きし、送付先(住所、法人名、担当者名、連絡先のわかるもの)、担当者の名刺及び郵便切手 740

円(簡易書留料金)を同封し、アの交付期間内に必着するよう送付すること。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成25年11月21日から平成25年12月5日まで  
休日を除く毎日、午前10時から午後5時まで(ただし、  
最終締切り日平成25年12月5日は午後1時まで)に  
3(1)に持参すること。ただし、郵送(書留郵便又は宅  
配便)の場合は必着とする。

(4) 入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法

ア 入札は、平成26年1月30日(木)午後2時 独立  
行政法人労働者健康福祉機構経理部会議室にて行う。  
イ 開札は、平成26年1月30日(木)午後4時 独立  
行政法人労働者健康福祉機構経理部会議室にて行う。  
ウ 入札書の提出は、(1)まで持参すること。

4 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日  
本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金は免除。

イ 契約保証金 請負代金の10分の1以上

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、  
申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及  
び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

独立行政法人労働者健康福祉機構会計細則第42条  
の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲  
内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落  
札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価  
格によっては、その者により当該契約の内容に適合  
した履行がなされないおそれがあると認められると  
き、又はその者と契約を締結することが公正な取引  
の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適  
当であると認められるときは、予定価格の制限の範  
囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価  
格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の  
専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばない

ことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

- (6) 手続における交渉の有無 無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) に同じ。
- (10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 2-1 (5) もしくは 2-2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も 3 (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (11) 本工事の施工に当たる者は 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazuhiko Hosokawa, Executive Director, Japan Labour Health and Welfare Organization
- (2) Classification of the services to be procured: 41
- (3) Subject matter of the contract : Construction work of the Toyama Rosai Hospital
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 1:00 P.M. 5 December 2013
- (5) Time-limit for the submission of tenders :2:00 P.M. 30 January 2014
- (6) Contact point for tender documentation : Contract Division Accounting Department, Japan Labour Health and Welfare Organization, 580 Horikawa-cho, Saiwai-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken 212-0013 Japan TEL 044-556-9852